

## 愛媛県教育委員会 9月定例会議事録

### 1 開会の日時及び場所

平成28年 9月 2日（金）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 出席者

教育長 井上 正 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 委員 丹下敬治

### 3 欠席委員

なし

### 4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

### 5 会議の概要

#### (1) 開 会（午前10時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 9月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第43号愛媛県教育支援委員会委員の任命又は委嘱について、及び、その他の協議案件の表彰案件1件については、いずれも人事案件であることから、審議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思っております。配布しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人に入退出していただくこととなりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

#### (2) 8月定例会議事録の承認

（教育長） 8月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（全委員） はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

### (3) 教育長報告

○銃砲刀剣類の現物確認審査結果に対する審査請求について

(教育長) 銃砲刀剣類の現物確認審査結果に対する審査請求について、事務局から報告をお願いします。

(文化財保護課長) 銃砲刀剣類の現物確認審査結果に対する審査請求について、報告いたします。

この審査請求は、平成28年8月22日付けで、審査請求人(1法人)からなされたものであります。

審査請求に至る経緯としては、審査請求人から5月24日付けでなされた「銃砲刀剣類の現物確認審査申立」に対し、現物確認審査の結果、審査請求人が所持する刀剣類と愛媛県における登録内容が、一致しないと確認したことを不服とするものであります。

今後、行政不服審査法に基づき、教育委員会が審査庁として審理手続を行い、裁決をすることとなります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(協委員) 審査請求の具体的な内容を教えてください。

(文化財保護課長) 銃砲刀剣類につきまして、美術的な価値があるものは、教育委員会で登録をします。銃砲刀剣類については一般的に所持が認められておりませんが、公安委員会の許可、あるいは美術的な価値があるものとして教育委員会に登録された場合などに、所持が認められます。今回は、刀剣である脇差についてですが、登録に当たりましては、専門の審査委員2名が審査を行い、長さ、銘等を審査いたしまして、登録に至ります。

通常、登録証と刀剣の現物は一対にして所持することになっております。今回、審査請求人から刀剣と登録証について一致しない部分があるという申出があり、現物の刀剣を確認審査した結果、登録の内容と現物が一部、長さや銘が一致しないことを確認したところでございます。それについて、審査請求人が不服を申し立てているという状況です。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。

(教育長) 続きまして議案審議に移ります。

### (4) 議 事

議案審議

○議案第42号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(教育長) 議案第42号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及

び評価について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 議案第42号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。

御手元の「平成28年度教育委員会の点検・評価(案)」という表題の資料の1ページを御覧ください。

教育委員会の点検・評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第26条第1項)」に基づくもので、教育委員会は、学識経験者の知見を活用して、事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとなっております。

つきましては、この点検・評価を御承認いただきました後、県議会議長に提出し、9月議会、文教警察委員会において説明させていただきますとともに、教育委員会のホームページで公表したいと考えております。

今年度、点検・評価の対象といたしましたのは、平成27年度の基本方針9項目に基づく重点施策75事業等で、成果指標は39項目です。成果指標39項目のうち一部は26年度を下回りましたものの、全体的に目標達成に向けて取組を進めることができたと考えております。

それでは、資料に沿って基本方針ごとに評価につきまして、説明させていただきます。

4ページから7ページが基本方針1「社会総がかりで取り組む教育の推進」の記載ですが、6ページの評価・総括を御覧ください。各種事業の実施により、社会総がかりで子どもたちの健やかな成長を支えようとする意識が広がっている、また、一部の成果指標については、前年度を下回っており、目標値に向けて工夫した取組が必要としております。

次に8ページからの基本方針2「安全・安心な教育環境の整備」ですが、9ページの評価・総括を御覧ください。学識経験者からは、予告なし訓練の実施や県立学校の耐震化の取組を強化するよう意見をいただいておりますが、成果指標の数値は上昇しており、また、ヘルメット着用率100%や重大事故を防いだ点などを評価いただいていることから、「安全・安心して学べる教育環境づくり」に関する取組が進んでいるとしております。

次に12ページからの基本方針3「確かな学力を育てる教育の推進」ですが、15ページの評価・総括を御覧ください。各種取組を通じて、学びに対する理解促進や意欲・学力の向上につながっている、また、英語力や技術力の向上が図られているとしております。

次に18ページからの基本方針4「豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進」ですが、21ページの評価・総括を御覧ください。道徳教育や環境教育の推進が成果指標の数値向上につながっている、キャリア教育では、各種取組により就職決定率は全国平均を上回っているものの離職率が高いため、引き続き就労に関するギャップの解消に向けた取組が必要、

体力・運動能力等については、各学校が体力調査の結果を評価・分析した上で、具体的な方策を検討・実践していくよう支援することが必要、としております。

次に24ページからの基本方針5「教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化」ですが、25ページの評価・総括を御覧ください。研修内容の充実と教職員の意欲の向上が図られている、研修成果を各学校の実践で生かし、学校教育活動の充実に努めるという意識が浸透してきている、としております。

次に28ページからの基本方針6「特別支援教育の充実」ですが、29ページの評価・総括を御覧ください。キャリア教育に対する積極的な取組の成果が、進学・就学希望者の希望達成度に現れている、個別の教育支援計画の作成率は、学校種によって差があるため、特別支援教育に関する理解啓発を一層推進する必要がある、としております。

次に32ページからの基本方針7「互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成」ですが、34ページの評価・総括を御覧ください。「愛媛県人権・同和教育研究大会の参加者数」増加に向けて、市町教育委員会と連携し、大会の充実を図る必要がある、今後も、いじめ、不登校の早期発見、未然防止に向けた取組の一層の充実が必要、としております。

次に36ページからの基本方針8「学び合い支え合う生涯学習社会づくり」ですが、38ページの評価・総括を御覧ください。展示内容や普及啓発事業の工夫等により生涯学習施設の利用者数が増加している、「学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数」が減少しており、対策が必要、としております。

最後に40ページからの基本方針9「文化財の保存活用と美術館の充実整備」ですが、41ページの評価・総括を御覧ください。指定等文化財数は増加しており、引き続き保護措置を進めることが必要、また、美術館の年間利用者数は近年増加傾向であるが、今後も幅広い世代の県民が多様な芸術・文化に触れる機会の充実・強化が望まれる、としております。

教育委員会の点検・評価についての説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 全体的に様々な事業を精力的にされており、課題もあるようですが、よくやっけていただいています。

「社会総がかりで取り組む教育の推進」のところで「地域を担う心豊かな高校生育成事業」があります。過疎化も進んで、地域の高校生が地域との関わりをどう持つかということは大変重要ではないかと思えます。今後もこのようなことを継続してもらいたいのですが、具体的にはどのようなことをしているのでしょうか。

(高校教育課長) まず、「地域共生プロジェクト」は、高校生が地域との共生を図る活動を企画し実施するもので、全生徒が在学中に1回以上は幼児又は高齢者との交流体験を行います。保育園、幼稚園、老人ホームのどれかに一度は行き、いろいろな経験をして、他者を思いやる心や自己肯定感を育むことを目的としています。

「地域活性化プロジェクト」では、毎年6校を実施校に指定し、指定校が地域の活性化に結び付く活動を企画、立案し、実践しています。

成果の普及を目的に、2月に「地域活性化フェスタ」を開催します。指定校だけでなく、全ての高校生が参加し、意見交換を行っています。また、講師は地域活性化につながるような講師の方を呼んでいます。昨年は遊子漁協の女性部の部長で、地域のために活躍されている山内満子様を生徒のためになるような話をしてもらっています。

高校と地域との結び付きというのが、最近、非常にクローズアップされています。高校は非常に重要なインフラでございまして、地域に多くの貢献をしてくれているということです。高校がなくなると、1億円から数億円の利益がなくなる、また、生徒・保護者が出ていくと、地域の衰退が加速するという状況がございまして、郷土を愛するという心を育てるという意味では、こういった取組は大事だと思っています。

昨年度は、「地域に生き地域を創る若者育成モデル事業」を9月補正予算で行い、本年度は、「地域に生き地域とともに歩む高校生育成事業」を実施し、全ての学校が自分の学校、自分の地域の魅力化計画を考え、プレゼンを行って8校程度を選び、選ばれた8校が来年度、1校当たり200万円程度の経費を獲得してプロジェクトを実行することとしています。

今後、Uターン、Iターンを通じて地域や地域産業を活性化していくことは必要なことになってまいりますし、生徒にとっても、狭い範囲での交流ではなく、地域、企業の方との交流をするアクティブ・ラーニング的な体験は、生きる力、課題解決力を身に付けるために必要なことだと思います。将来の日本の課題に取り組むことによって、地域への思いを育みたいと思っていますので、今後とも進化させていきたいと考えております。

(攝津委員) 「社会総がかりで取り組む教育の推進」ですが、今、「いやしの南予博」が盛大に行われていて、高校生たちもいろいろな分野で活躍してくれています。農林水産業に触れて、自分の古里や学校を好きでいるという体験をすることで、県内に就職しようかと考える生徒もいるのではないかと考えております。また、愛媛大学の学生も協力してくださっていて、高校生と大学生の触れ合いの中で、自分の次のステップ、就職等のステップに向けて、大学生の意見を取り入れて考えることもできるようなので、そういう体験も必要かと思っています。

南予にはなかなか周りに大学がないので、松山市が行っている大学生が塾に行けない小中学生に勉強を教えている事業を羨ましく思っている

御家庭の方が多くいらっしゃいます。夏休みや冬休みに帰省される子どもさんもいらっしゃるかと思いますので、そういう期間中だけでも、東予、南予で同じような取組ができないかお願いしたいと思います。

「安全・安心な教育環境の整備」については、この間、八幡浜市で自主防災訓練が行われたのですが、年々、防災訓練の参加人数も減ってきているように思われます。この間、ニュースで、ある地域の小学生たちが自主防災訓練に関わり、道が狭いので、津波が来たときみんなが一斉に逃げられないということを市に報告したところ、市が道を広げたおかげで4年後に津波が来たときに、みんなが一斉に逃げられて助かったということを見ました。私も八幡浜市の防災訓練に参加したのですが、去年、津波を想定して山に登ったところ、地滑りがしそうなところがありました。雨が降ったら通れないようなところで、私たちが登るのも大変でしたので、お年寄りや体が不自由な方が登るのは難しいだろうと分かるのに、毎回、同じ道を通ります。川沿いの道を通って学校に避難するところもありますが、川の水があふれた場合は通れないので、別の道を通ることや、いろいろなことを想定して訓練することが必要かと思います。小中学生や、50代、60代ぐらいの方が数人、訓練に参加していますが、一番動いてくださらなければならない20代、30代の方の出席が少ないのが少し残念に思います。

(義務教育課長) 愛媛大学との連携として、一例ではございますが、理数教育の充実を図るために、平成28年度から愛媛大学の大学院生や学生が自分の作った教材を使って授業をする「えひめ科学特別授業」を県内の小学生を対象に実施しました。定員が30名のところ、140名の希望があったため、定員を増やして40名にし、光を7色に分ける授業を学生が行いました。理数教育の充実のため、今年度から県内の小中学生を対象に年4回実施する予定です。

(保健体育課長) 学校防災という観点で御説明をさせていただきます。近い将来、発生が想定されます、南海トラフ巨大地震に備えるために、学校における防災教育・防災管理を進めることは大変重要であることから、平成24年度から児童生徒の発達段階に応じて、自助から共助への防災教育を展開いたします「学校総合防災強化推進事業」を実施しておりますほか、県立学校教職員を対象とした防災士の養成に取り組んでいます。いくつか事業を御紹介いたしますが、学校総合防災力の強化推進事業として「学校防災教育実践モデル地域研究事業」を国の委託を受けて実施しております。県下3市町、今年度は今治市、砥部町、大洲市の3地域をモデルとして、それぞれの地域の実情に応じて、学校と地域が連携・協力した合同の防災訓練の実施や、状況の変化を踏まえた防災マップの作成といった防災教育を推進し、児童・生徒が自ら命を守るため、主体的に行動する態度の育成を行っております。それ以外にも、愛媛大学の防災情報研究センターの専門家を学校防災アドバイザーに委嘱し、

県下全20市町で開催される市町の防災担当部局、学校防災担当者、市町教育委員会で構成する防災教育推進連絡協議会に派遣し、専門的な観点から学校防災教育についての指導・助言をいただいています。また、防災管理担当者研修会、県立学校の防災士が各校に2名増員されるよう養成講座を先般、開きました。

地域との連携を図りながら、防災教育の一層の充実を図ってまいりたいと思います。

なお、点検評価の中で、予告なし避難訓練の実施率が少し低いということで御意見をいただいております。子どもたちが災害発生時に自分で考えて、行動するという態度を育成するためには、実践的な内容の訓練を行うことが有効であり、予告なし避難訓練の実施率が平成30年度には100%になるよう目標値を設定しております。毎年度、実施率は向上していますが、50%前後と低い数字となっています。実施されていない理由としては、合同訓練、避難訓練を近隣の保育所等と連携しながら行うため、日時・場所等については予告なしというわけにはいかないというものであったり、引き渡し訓練や避難経路確認を伴う訓練など一年間のうち、いろいろな避難訓練を行っているので、毎年予告なし避難訓練を実施することは難しい等となっています。消防法では年に一度以上、避難訓練をするよう定められており、各校とも100%実施されていますが、予告なし避難訓練でなければならないとの義務付けはないため、100%実施は難しい状況にあります。その必要性については市町教育委員会、学校でも感じていただいております。県としては更なる実施率の向上を図るとともに、予告なし避難訓練の実践事例や手順書の作成、予告なし避難訓練の実施状況調査などに取り組み、実施状況等について、ホームページ等に掲載を検討し、更なる向上を図ってまいりたいと思います。

今後とも、学校防災について、更に強力で推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(教育長) 学習支援は地域子ども学び場を西条市と新居浜市が開いていましたでしょうか。

(生涯学習課長) 今年から西条市と新居浜市が地域子ども学び場ということで、放課後の学習支援を行っております。教員OB、ボランティアの協力を得て、実施しております。来年度、市町の希望を取って、できるだけ広げていきたいと考えております。

(攝津委員) この間、防災士の講習を受けたときに、学校が避難場所になった際、入ってはいけない所や、教室を授乳室や物資置場等に振り分けるといったことを事前に決めておかないと、一斉に避難される状態ではそういった管理ができないので、学校の校内図の上に透明のシートやラミネート加工したものをかぶせて、配置図などを準備しておく必要があるということを知りました。本当にそのとおりだと思います。学校が避難場所になることに備えて、水が止まるとトイレが流せないのも、プ

ールの水を利用するため、プール近くのトイレを使うといったことを考え、学校の先生方で話し合っていて、避難時の配置図を用意するなど今の時点でやることをやっておいたほうがいいのかなど思いました。

(保健体育課長) 先ほど申し上げましたが、県立学校各校に現行2名の防災士を配置しておりますが、更に各校2名の防災士を増員しております。

それぞれの学校で子どもへの防災教育や保護者・地域との連携ということをしっかりやっていくことが重要であり、また熊本地震では、子どもを安全に家族に引き渡すということ以外にも地域の避難先としての役割が求められたところです。ただ、あまりにも教職員に対する期待が大きく、過度の労働を強いるものであってはならず、その辺りはしっかりと地域の防災計画の中で位置付ける必要があることから、今年度の防災管理担当者研修会、危機管理研修会などで、管理職、防災士、資格を持たれた方々、学校の担当者の方に出席いただいて、専門家からいろいろお話をいただいたところです。

今、お話がありました、地域の中で、何が必要か、何ができるのか、何が大切なのかということ、しっかりと教職員全体が理解しながら、更に防災教育を進めてまいりたいと思います。

(関委員) 時代の要請に応じた課題への対応ということで、基本方針に基づき計画された事業を、しっかりとやられていると思います。

ただ、今後の検討として、将来に向けた事業の推進について、本質的な効果の継続ということ、これから十分見ていかななくてはならないので、特に実施状況の報告の中で、事業を実施した値や、できたかどうかという評価だけではなく、今後の取組に対してや、より効果を高めるための課題、過去の教訓に対する考え方について、次の展開に向けてのコメントがあってもいいのではないかと思います。そういうコメントが特別支援教育のところでは、少し出ていますが、全体的にあったほうがいいかと思います。今後の検討として、是非、取り組んでいただきたいです。

(脇委員) 四国遍路で世界遺産登録に向けた文化財調査をしていますが、八十八箇所のお寺だけではなく、神仏習合といった文化的背景もあって、その後ろには必ず神社があります。八十八箇所のお寺の修復や保存はもちろんですが、本来のお遍路をされる方々の思いとか、また、空海の目的とか、これは嵯峨天皇の目的かもしれませんが、神格化された空海の部分で、委員会としてはなかなかその調査というのは難しいと思いますが、その辺のところの調査を1回、4県でやれないでしょうか。その方が、ただ単に八十八箇所という要素だけで進めるよりも、より外国に対しても訴えられるものがあるのではないかと、感じているのですが、その辺のところはどうでしょうか。

(文化財専門監) 四国遍路につきまして、当初の遍路は、神仏習合で行われていました。現在でも今治市の南光坊は、大山祇神社の別当寺、つまり神社に伴うお寺ということですし、龍光寺につきましても、元は稲荷という神社形態のものを巡礼していくというようなことになっています。

現在は八十八箇所寺ということになっていますが、その中に含まれる神道・アニミズムのようなものも含めて、現在ある形の信仰を保護しているということ、四国4県の担当者の会議でも申し合わせ、共通認識をもっているところです。

8月8日に4県の知事と国会議員の先生方とともに、文化庁に再提案をいたしました。その中で、巡礼の価値も大事であろうということで、アピールをしたところですが、その価値と言いますのは、弘法大師信仰ということに限らず、東洋の偉大なる哲学者、空海にまつわる地を民衆が巡るというところに評価を置きながら、神道系の信仰も含めて、保護の対象にしながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。(丹下委員) 一つだけお願いしたいのですが、PLAN DO CHECK ACTION、計画、実行し、その成果をチェックして、また、新たな目標に向かって行動を起こしていく、そこにはスクラップアンドビルドというところもあると思いますが、必ずやってもらいたいことがあります。

英語教育やICT教育が注目されますが、理科教育も是非、継続して力を注いでいただきたいと思います。先生方も問題作成など、エネルギーが要りますが、特に小学校の理科の先生は高校時代に、物理、化学、地学などは、あまり勉強させられていないので、みんなの専科の研修が必要かと思います。誰でも理科が教えられるよう、研修をしてもらい、また、高校生や中学生の科学の祭典等、全国・世界に向けてのコンテストもあるようですので、その辺りを今後とも充実させ、理科教育を、是非進めていただきたいと思います。

(高校教育課長) 理系離れに歯止めをかけ、科学的な見方や考え方を養う教育を実践するという、高校生おもしろ科学コンテストという事業も平成19年から実施していますが、これは、科学の甲子園全国大会に先駆けること4年でしたので、全国が愛媛県の真似をしたという実例でございます。年々、参加する生徒も女生徒の割合が増えております。こういう事業が、理系離れに歯止めをかけることにつながりますし、日本の伝統的なものづくりを支えているのは研究者ですので、そういう基礎的なことを大事にしたいと思います。もちろん、ICTや英語といった、時代の要請には応えていかなければならないのですが、理科や、最終的には母国語の力が全ての基礎になってきますので、そういう基礎学習をおさなりにしない形で、教育活動を進めてまいりたいと考えております。

(攝津委員) 教員を目指している子どもさんがおられる親御さんから御質問をいただくのですが、この間、新聞で文部科学省が教員の数を増やすという記事が出ていましたが、愛媛県についてはどうなのか教えてください。

(義務教育課長) 国におきましては、概算要求で、教員の数を増やすことを目指しております。当然、児童生徒数が減っておりますので、教員の自然減もあります。通級指導や、いじめの対応等、特色ある加配を定数化しようとしているということです。これから文部科学省と財務省との折衝等があり、現時点では文部科学省がこういうことに視点を当てて、定数増をやっていききたい、また、基礎定数としてやっていききたいという方針を打ち出しているということです。今後どうなるかは、その状況を見守って、愛媛県として必要な加配等を要望してまいります。現時点では、この程度しかお答えできない状況でございます。

(教育長) ほか、よろしいでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第42号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、原案のとおり可決決定いたしました。

(教育長) それでは議案審議を中断いたしまして専決処分の承認に移ります。

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 平成28年8月31日に退職しました、愛媛県立宇和特別支援学校教諭藤山周治の報賞について、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分しましたので、同規則第4条の規定によりここに報告します。

なお、藤山教諭は勤続31年5月でありまして、満30年以上勤続し、勤務成績良好なものという要件に該当します。

御承認のほどをお願いします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(全委員) ありません。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞につきましては原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

○議案第43号 愛媛県教育支援委員会委員の任命又は委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員の任期満了に伴い、愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により、委員を任命し、又は委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) キャリア教育優良教育委員会、学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校(3校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会(午前10時49分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会9月定例会を閉会いたします。